

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第十三号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（昭和二十四年広島県規則第八十一号）の一部を次のようにより改正する。

第二条第一項中「議事録謄本」を「議案及び議事録の謄本」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、法第五十八条の二第一項及び第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により業務報告書を提出する組合にあつては、法第四十条第七項に規定する決算関係書類に係る議案の添付を省略することができる。

第二条第二項を削る。

第三条から第三条の四までを削る。

第四条中「第十五条の二第一項」を「第十一条の二第一項」に改め、同条第四号中「第十五条の二第三項」を「第十一条の二第三項」に改め、同条第五号中「第十二条の二第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第三条とし、第四条の二を第四条とする。

第五条第一項中「第十五条の三第一項」を「第十五条の二第一項」に改め、同条第二項中「第十五条の三第二項」を「第十五条の二第二項」に、「第四十八条第四項」を「第四十八条第五項」に改める。

第七条の二を削る。

第八条第五項を削る。

第八条の二を削る。

第八条の二を削る。

第八条の三中「組合」の下に「（漁業生産組合を除く。）」を加え、「前条に規定する期限内」を「水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）第二百五条第六項に規定する期間内」に改め、同条を第八条の二とする。

第八条の四及び第八条の五を削る。

第九条第五号中「第三十四条第九項」を「第三十四条第十項」に改める。

第十条中「、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び」を「及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。」及び法第九十一条第二項（法）に改める。

第十一第一条第二号中「総会」の下に「（法第六十九条の二第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合は理事会（法第三十四条の二第二項の組合にあつては経営管理委員会）」を加え、同項に次の一号を加える。

八 法第六十九条の二第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合は同条第三項及び第四項の規定による手続を終了したことを証する書面

第十一條第二項第二号中「第三十四条第九項本文」を「第三十四条第十項本文」に改める。
別記様式(裏)を次のように改める。

注 意
一 本証は水産業協同組合の業務又は会計状況の検査に際し必ず携帯すること。
二 本証は関係者から請求があつたときは呈示すること。
三 本証を紛失したときは直ちに知事に届け出ること。
四 検査員は退職又はその他の職に転じたときは直ちに本証を還付すること。
水産業協同組合法抜粋
第一百二十三条 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程に違反する疑いがあることを理由として検査を請求したときは、行政庁は、当該組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。
2 行政庁は、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程に違反する疑いがあると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。
3 行政庁は、第十一條第一項第四号若しくは第十二号、第八十七條第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第一百条の二第一項第一号の事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。
4 行政庁は、出資組合(漁業生産組合を除く。)の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として、帳簿検査その他の検査をしなければならない。
5 行政庁は、前各項の規定により組合(漁業生産組合を除く。)の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該組合の子法人等、信用事業受託者又は共済代理店の業務又は会計の状況を検査することができる。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。